

健生食輸発0216第1号
令和6年2月16日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産菜の花のテブコナゾール、しそのアセタミプリド及びさといものパクロトラゾール、ベトナム産きだちとうがらしのイソカルボホス並びにエチオピア産緑豆のシプロコナゾール)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年2月8日付け健生食輸発0208第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産菜の花及びベトナム産きだちとうがらしのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国産菜の花のテブコナゾール及びベトナム産きだちとうがらしのイソカルボホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、エチオピア産緑豆のシプロコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、中国産しそのアセタミプリドについて、モニタリング通知の別表第2から削除し、中国産さといものパクロトラゾールについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産菜の花のテブコナゾール及びベトナム産きだちとうがらしのイソカルボホスについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年 2月16日	中国	菜の花及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	テブコナゾール	ZHEJIANG SILVER RIVER FOODS CO.,LTD.

	ベトナム	きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	イソカルボホス	TNL AGRICULTURAL AND FISHERY COMPANY LIMITED
--	------	----------------------------	---------	--